

令和7年度第3回長野県人権政策審議会 議事録

日 時：令和7年10月20日（月）10時00分～12時00分

場 所：長野県庁議会増築棟404・405号会議室

出席者

委 員：一由貴史、伊藤芳子、聲山典生、閻小妹、小山清子、
菅沼尚、高島陽子、中島敏、宮井麻由子（敬称略、五十音順）

専門委員：赤川理

長 野 県：企画振興部、県民文化部、健康福祉部、産業労働部、
教育委員会事務局、警察本部警務部
県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課）

1 開 会

（羽賀企画幹兼課長補佐）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「令和7年度第3回長野県人権政策審議会」を開会いたします。

議事に入るまでの間、進行を務めます人権・男女共同参画課の羽賀と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議は、オンラインで御出席の委員の方も含め、10名に御出席をいただいております。委員数の過半数を超えておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

2 挨 拶

（羽賀企画幹兼課長補佐）

では、開会に当たり、直江県民文化部長から御挨拶を申し上げます。

（直江県民文化部長）

皆さん、おはようございます。長野県の県民文化部長の直江崇でございます。

本日は、大変お忙しい中、一由会長はじめ委員の皆様には長野県人権政策審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。先月、前回の審議会を開催いたしましたが、その中で、長野県人権尊重の社会づくり条例、まだ仮称でございますが、こちらの骨子のたたき

台を初めて御提示いたしまして、そちらの内容について御審議をいただき、大変貴重な御意見を多数頂戴いたしております。誠にありがとうございました。

その議論の結果を踏まえまして、本日はまた再度議論いただくわけですが、前回の議論において、条例に規定いたします内容の関係がかなり詰まってきていると感じております。しかしながら、まださらに議論を深めなければいけない部分もあると、そのような認識で今回臨んでおるところでございます。

本日は、前回の御審議を踏まえまして骨子の素案を改めて御提示いたしますが、特に皆様から御意見を頂戴しております人権侵害事案への対応につきまして、さらに踏み込んだ内容を御提示させていただきまして、また皆さんの御意見を頂戴したいと思います。御意見がありました先行している他県の事例等を踏まえまして、他県の事例ではなかなかスピーディーに対応できないのではないかという懸念もございまして、その辺を両立した制度を長野県で実現できないかと、こういう観点で、本日はお示ししているところでございます。

また、審議のスケジュールに関しても、皆さんから、さらにもう少し慎重な審議が必要だという御意見も頂戴しておりますので、そちらのほうも見直しを考えたいと思っております。それについても、本日も御審議をいただければと思います。詳細につきましては、この後、担当課長等から御説明を申し上げますが、本日も幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りまして、本県が目指しております条例がよりよいものになりますように、本日は御議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(羽賀企画幹兼課長補佐)

次に資料の確認をお願いしたいと思います。

事前にお送りいたしました次第、委員名簿、会議資料番号1から7まで、参考資料は2部でございます。資料の不足等はよろしいでしょうか。

本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進めまして、終了は正午としております。また会議の議事録を作成することから、発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただくから御発言いただきますようお願いいたします。

議事録につきましては、委員の皆様にご内容を御確認いただいた後、県公式サイトに公表することとしておりますので、御承知をお願いいたします。

3 議 事

- (1) 「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子素案について
- (2) その他

(羽賀企画幹兼課長補佐)

それでは、これより議事をお願いします。

審議会の議長は、条例第6条の規定により会長が務めることとなっておりますので、一由

会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、一由会長、よろしくお願いいたします。

(一由会長)

それでは、会議を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきまして、活発な審議会となるよう御協力をお願いいたします。

今回意欲的な提案もしていただいていますけれども、各委員の皆様がそれぞれ寄って立つ専門性を、あるいは御経験に基づく御意見をぜひ積極的に寄せていただいて、よりよいものになるようお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、審議会の運営について確認をお願いいたします。原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴いただくこととします。審議会の議事録については、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容を御確認いただき、修正の上、会議からおおむね1か月以内に県のホームページで公開することといたします。また、記録においては各発言者の氏名が表記されます。以上の2点につきまして、御了解いただけますでしょうか。

< 「意義なし」の声あり >

(一由会長)

特に御異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず、議事(1)「長野県人権尊重の社会づくり条例(仮称)」骨子素案について、事務局から御説明をお願いいたします。

(資料1～資料7に基づき事務局から一括して説明)

(一由会長)

ありがとうございました。

では、資料も結構たくさんありますので、まず、今の御説明を踏まえて、資料についての御質問があれば伺ってから議論をしたいと思いますが、ございますか。

特段ないようですので、もし議論の途中であれば、また出していただくことは構いませんので、とりあえず、現時点では資料に対する質問はないと理解いたします。

今、御説明がありました中で大きく分けると、一つは資料1～3に記載されている、今回の条例で人権侵害事案が県内で発生した場合にどのような対応をするのかということについての仕組みの問題がまずあると思います。先ほど御紹介があった人権オンブズパーソン

制度（仮称）の提案がある。そのことと、あとは全体的な資料４～６に記載されているその他のことも含めた骨子素案であるとか、解説も下に含めてですが、その二つと、その他という三つに分けて意見交換をしたいと思います。

まず、最初の資料１～３に基づいた人権侵害事案の対応についてということで、こちらは最初に私が申し上げたとおり、人権オンブズパーソン制度というのは今回初めて出てきたもので、そもそもどのような仕組みなのかとか、分からない部分も含めて質問と意見をいただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

まず、私から意見交換を促すという意味も含めて幾つか御質問をしたいと思います。

資料３にある人権オンブズパーソン制度のイメージのフロー図がございますが、こちらは県のレベルでこういった人権侵害全体を対象としたオンブズパーソンという制度は、現在ほかの都道府県で存在するのでしょうか。事務局への質問です。

（佐々木人権・男女共同参画課長）

人権オンブズパーソン制度という制度を持っている県は、我々が調べた限りでは、県レベルでは承知はしてございません。一方で、市レベルですと川崎市が取り組んでいるのと、今詳細を調べておりますが、長野市が子どもの権利条例の関係でこうした制度を設けていると聞いてはおります。ただ、オンブズパーソン制度と呼ばなくても、これまでこの審議会でも何度か御議論されておりますが、三重県、それから佐賀県におきましては、こういった調整機関を設けて当事者同士の調整を行う制度はあると承知しております。

ですので、「人権オンブズパーソン」という名前を県レベルで持っているところは我々承知しておりませんが、同趣旨の制度を持っているところは都道府県でもあるのではないかと理解しております。

（一由会長）

ありがとうございます。

今の点を踏まえての話ですが、私の理解に間違いがあったら事務局で訂正していただきたいんですが、この人権オンブズパーソン制度のイメージの図でいくと、まず何らかの人権侵害をされたと考えている人が県の窓口で相談をすると。そこはもちろん県の部署の問題ではありますが、そこに来たものから矢印が上方向に行っているものと右方向に行っているものが二つあって、上方向に行っているものは、県や国の専門機関を紹介すると。右方向に行っているものはオンブズパーソンに行くものと。その中にインターネット事案とそれ以外の件があるという理解でよろしいですね。

（佐々木人権・男女共同参画課長）

そのとおりです。県の機関でも相談対応や、専門的なことをやっている機関がありますので、そちらへつなぐものもあるし、そちらで処理できないものがあればオンブズパーソン制度

で対応するといったイメージを持っております。

(一由会長)

だからまず一次的な振分けは県のほうで判断をして、もちろん相談者の方が希望しないのにオンブズパーソンのところに持ち込まれることは普通はあり得ないかと思うので、その人の希望を踏まえて、申立てを希望されるとオンブズパーソンのところ来ると、そういう流れかと理解しております。

さらにオンブズパーソンのところ、緑の四角のところはその案件が来たら、今度オンブズパーソンの方がそれを検討、議論して、上の矢印と右の矢印が二つ出ていて、上の矢印はさらにオンブズパーソンの目から見て、これはむしろ専門機関と書いてありますが、県や国の別の部署のほうに適している、実効性が高いんじゃないかということについては上のところを御紹介するという措置をして、そうでないものについては、もちろんそれが人権侵害があればということになります、意見表明とか是正の要請。それから県の機関が人権侵害をしているんだという申立ての場合は、県に対する勧告等の措置を取ると。

インターネットの侵害の場合には、個人のプライバシーの侵害等については、場合によっては、この下のほうの矢印で行くと、県がモニタリングをされている同和地区を摘示するような情報がオンブズパーソンに来た場合にはそれを審査して、人権侵害性があるということで、それについて削除の要請をオンブズパーソンとしてすることもあつし、県のほうですることもあると。こういう流れかと思ひます。

今の理解は間違いではないですか。大丈夫ですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

そのとおりでございます。

(一由会長)

それで、①②③④に書いてあるように、特に②意見表明、是正要請、削除要請、県機関への勧告をオンブズパーソンの名義で行うと。強制権限はない。インターネット関係の相談にも対応するという大まかな制度設計の御提案がござひます。

今のところを踏まえて、御質問でも結構ですし、意見などあればお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

聲山さん、お願いします。

(聲山委員)

経営者協会の聲山でございます。よろしくお願ひします。

質問というか確認ですが、このオンブズパーソンに行く前に、今までの流れで県のほうに相談をして、相談の中で助言してもらつたり、調査してもらつたり、そこである程度納得し

て、もうこれでいいかなと思えば、あえてオンブズパーソンまで持ち上げなくてもいいということでもいいのか。

もう一点。もしオンブズパーソンに持ち上げていった場合に、途中でやはりこれは時間も労力もかかるのでやめるということもできるのか。そのあたりを教えていただきたいんですが。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今の御指摘のとおりかと思ひまして、県の人権相談窓口に寄せられる相談というのは相当数ございますので、全てをオンブズパーソンに持っていくというのはなかなか難しいのかなということで、そこは一定の振り分けを行った上で、あとは当事者の希望もあると思いますので、オンブズパーソンにつなぐことが適切かどうかは県とオンブズパーソンで相談するかどうか、ここはまたしっかり制度設計をしなければいけない部分かと思うんですが、オンブズパーソンに全てをつなぐことはなかなか難しいので、御本人の希望や、オンブズパーソンに相談の上つなぐものはつなぐ、つながないものは、御納得いただければそこまでにするという対応かと思ひます。

逆につないでいただけどもこれはもう緊急性が高いとか、ここにはそぐわないということであれば、違うところを紹介するとか、ある意味柔軟な対応を取っていく必要があると考えております。

以上です。

(聲山委員)

分かりました。ありがとうございました。

(一由会長)

ほかにごございますか。

高島委員、お願いします。

(高島委員)

オンブズパーソンという専門家の方でいろいろ検討するテーブルをつくらうとすることは私も一定評価をしたいと思っています。こういった過程でしっかりと向き合ってもらえる場面が必要だと思っておりますので、私も以前から要望していたことで、これ自体の設置については全然異論はないんですけれども、先ほどもほかの自治体ではなかなか成功例がないということで、有名なところでは兵庫県の川西市のほうで、98年から「子どもの人権オンブズパーソン」制度というのをやっていたいぶ歴史があります。こういったことも大変参考になると思いますが、これは子どもに限ったオンブズパーソンです。

私から申し上げたいのは、先ほど聲山委員が御指摘した、県がまず人権相談を多岐にわた

って、たくさん受け止めているというお話でしたが、実はここの始めのところがとても大事で、誰がどのような判断でこれをオンブズパーソンにつなぐとか、そうではなくてもっと簡易なやり方で解消できるとか、そこの専門性というか、しっかりそれを見極めるところの関所がとても大事なので、オンブズパーソンをただつくればいいということではなくて、そこまで振り分けるという作業が三重県はとても大切に取り組んでいるということは、私ども会派で先月調査をしてきました。専門家集団という表現はあまりふさわしくない表現かもしれませんが、県のほうで人権相談に対して非常に熱意のある人材を置いています。それがないと次の段階に入れないと思うんですね。

ここの組み立ては非常に大事で、もちろん強い権限を持っている人権オンブズパーソン、専門性の高い方を集めることはとても大切だし、かなり高度だと思っているんですが、その前にこれは重要であるとか、優先順位を決めるという作業が肝になるのかなと。ここら辺は県の熱意をちゃんと示していただかなければいけないところなので、しっかり組み立てをしていただく必要があるかと思います。

そこら辺は今後どんなふうにやっていくのか関心を持っておりますが、今ここでお答えいただかなくてもいいんですが、オンブズパーソンがいきなり出てきたので、この辺について、もうちょっとフローをしっかりと示していただきたいと思っています。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。私もそこは重要だと思いますので、もう一つ今のことに補足して言うと、例えばこのフロー図でいっても、県の機関が人権侵害をしている場合に勧告をするということも想定されていて、もともとオンブズパーソンというのはそういう行政の人権侵害に対するところが出発点で出てきているので、県が人権侵害をしているというときに、県の方が振り分けてつなぐかどうかを判断してしまうと、結果的に中の方が公正にやっても、外からは疑念を持たれてしまう、公正らしさを疑われるという可能性もなくはないので、少なくとも県の機関が人権侵害をしていると思った点に関しては、直接オンブズパーソンに行くようにしたほうがいいのではないかと私も思っています。

ただ一方で、先ほど御説明があったとおり、全ての件をすべからずオンブズパーソンの専門家の方々が目を通して振り分けることは明らかにできないと思いますので、そこはその辺の合理性をどう両立するかということをお検討していただく必要があるかと思います。

今の高島委員がおっしゃった振り分けのところは私も大事だと思っていますが、この点について御意見ありますか。

中島委員、お願いします。

(中島委員)

中島です。全く同じ意見ですが、やはりここの振り分けのところをどのようにしていくか。

そのためにはやはり調査をきちんとするとか、その時点でやるべきことがたくさんあるのではないかと思います。その部分を高島委員も言われましたが、三重などはきちんとそこが押さえてあると思うんですね。この部分の押さえをしっかりとしないと、このフローがまだ不完全であるかもしれませんが、何か直接人権オンブズパーソンのほうへすぐ持っていくような形が出ていますが、私も同じように、ここのところを県としてどんなことをなすのかは明記していかなければいけないのではないかと思います。

以上です。

(一由会長)

今、中島委員がおっしゃったのは、県の人権相談窓口というオレンジの四角の話ですか。

(中島委員)

そうです。そこを次の段階があるのか分かりませんが、県としての判断をどこですのか、どういうことをしていくのか、そこを明解にさせていただく必要があると思います。

(一由会長)

閻委員、お願いします。

(閻委員)

私は、下のほうの県のモニタリングによって、それから法務局による削除要請というところで、削除を要請して実際に削除されたかどうか、あるいはどういう趣旨で要請してどういうふうに削除されたか。個人も削除要請ができるみたいですが、つまりこれは、なぜ削除されるか。その具体的な例をホームページに、特に削除されたという結果、事例を随時公表しないと、みんな分からないですね。

つまり、今までは削除されるのは大変なこと。削除しようとしているホームページも難しいみたいで、実際には私たちの、つまり法務局にどういう趣旨で削除要請、個人はどのような理由で削除要請、実際にはどこまで削除されたか、この事例がなければ私たちは、もうしようがない、一度そこに貼られたら、インターネットに載せられたらもうおしまいと、ものすごくみんなの心の中には残っている。

特に同和地区の摘示情報、どこまでされたかは県民に知らせる義務があると思いますが、特に今日も三重県の実例もあるので、三重県も積極的に公表されている。これはすごく参考になるものだと思います。もちろん三重県の事例は、部落差別。ホームページで積極的に結果、事例を公表する。

以上です。

(一由会長)

今のお話は、仮に何らかの措置を取った場合には、もちろん内容があまりにも具体的だとかえって当事者の権利を侵害したり、二次被害になるので、うまく公表の仕方は工夫する必要があるものの、できるだけ当事者の同意が得られないとかそういう場合は除いて、公表して知らせることが望ましいと、そういう御意見でしょうか。インターネットに限らずということですね。三重はインターネットではなくて、土地の取引の件だと思うんですが、今の御意見は、そういう理解でいいですか。つまり、その結果どうなったかということ、できるだけ知らせるようにすると。

(閻委員)

つまり、県のホームページに公表すべきだと思っています。

(一由会長)

分かりました。

菅沼委員、お願いします。

(菅沼委員)

参考資料の三重県条例のものも含めて教えていただければと思うんですが、県で示していただいた人権オンブズパーソンというものを設置したときに、県の人権相談窓口から人権オンブズパーソンまで行くところで、かなりいろいろなことをしないと機能しないんじゃないか、件数も絞られてくると思うんですね。

三重県の例を見ますと、相手方、つまり加害者と言っていいと思うんですが、三重県の差別解消調整委員会に行くまでに結構県と当事者との間でやり取りがあったということだと思うんです。調査経過の表を見ていくと、相手方が調査に応ぜずということが何回か出てくるんですね。そうすると、資料2の三重県の対応の仕方を見ると、点線で四角に囲った部分の「調査等の結果」によれば、相手方の協力を得られない場合はそこで手続きが終了になってしまう気がするんです。この事例は、それを乗り越えて差別解消調整委員会を経て説示まで行ったということになるかと思うんですけれども、そこまで行った経緯といいますか、努力といいますか、そういうものがなければ、差別解消調整委員会に至らずに終わってしまう可能性もあったんじゃないかと思うんですが、その辺の経過がもし分かるのであれば、教えていただきたいと思います。

(一由会長)

今の点はいかがでしょうか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今ここで、この事例が相手方の協力を得られない場合だったのか、それからもしそれに該当した場合どのように対応したのかについて即答できなくて恐縮ですが、いずれにしても、この相手方の協力を得られない場合というのは、おそらく想定される場面も出てくると思いますので、そうした場合にどうするかということは、先ほどの人権相談窓口に寄せられたもののどれをオンブズパーソンにつなぐのか。それから、実際につないで審議に入って相手方が応じない場合はどうするのかといったような課題もございますので、そうした課題にどうやって対応して実効性を高めていくのかという点については、申し訳ないですが宿題とさせていただき、引き続き制度設計の参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(一由会長)

今おっしゃったところで、参考の説示の実施事例の調査経過、4番を見ますと、相手方が調査に応ぜずと書いてあって、その後意見書を受領と書いてあるから、聞き取りの調査には応じなかったけれども、文書で自分の意見表明みたいなのがあって、恐らくこれは私の推測も入っていますが、基本的な事実関係についてはあまり争いがなくて、土地の取引をして解消を申し入れて、その理由が当該土地が部落差別の地域だったという、その基本的なところは意見書を踏まえると認定できるという事案で、そもそも合意解除をした理由が、全然違う理由ですとか、我々の業界は事実認定と法的判断を分けて厳密に考えるんですけれども、事実認定自体はたぶんできた事案。あとは評価の問題だから、条例に基づいて答申を出せし、三重県のほうでも説示が実施できたということじゃないかと推測はしています。

そういう意味では、結局は裁判所ではないので、事実関係自体に激しく争いがあるという場合には措置まで行くというのは難しいというのはどうしても限界があって、そういうところで、私とか宮井委員が言っていたのはそういうところは裁判所でないとできないので、その役割分担というのをちゃんと考えたほうが良いというところはあるんですが、ただこのように1件ではあるけれども、実際に三重県でも説示の例があるということかと思います。

菅沼委員、よろしいですか。

(菅沼委員)

はい。

(一由会長)

高島委員。

(高島委員)

三重のほうに長野県から問合せがあったと、私どもが調査に行ったときに話をいただきました。この例に関しては、私ども委員の範囲でもいいので、速やかにどのような事例かを説明できるものを資料として追加していただきたいです。推測でこうだろうというのは、確かに会長がおっしゃるように土地の取引だったということは私も聞いているんですが、私もここで聞くまた聞きになってしまうので、やはり県としてこの事例については共有できるように、資料を用意していただけますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

勉強不足で申し訳ございませんでした。確認して、次回準備させていただきます。どこまで出せるかという問題もあるかとは思いますが、我々ももう少し深く勉強させていただいて、次回までに検討させていただきます。よろしくお願いします。

(一由会長)

まだ意見をいただいていない方から意見をいただきたいんですが、伊藤委員、何かございますか。

(伊藤委員)

まだうまく自分の中で整理できていないんですが、県へ相談があった後、必要に応じて専門家の方々への相談というか、調査を行う仕組みをつくりたいという理解でいいのでしょうかというのが一つ。

その上で気になるところが、やはりそこには強制権限がなかったり、三重の場合も相手方に受け入れられなかったら手続が終了になってしまうというところで、実効性というか、専門の方の意見もいただきながら、それぞれのインターネットの対応も含めてできるということはいいことだと思うんですが、言葉は悪いですが、頑張っても手続終了になってしまったときはどうなるのかなというもやもやが残っています。

(一由会長)

今のは御意見ということでよろしいですね。

小山委員、ございますか。

(小山委員)

私の場合はこのオンブズパーソン制度、テーブルができたというのは、すごく大きなことだなと感じています。自分が法務局のところで相談窓口をやっているという立場で考えたときに、これを振り分けるのは私たちの段階かと思ったり、それを県と相談できるテーブルがあるといいなと思いました。やはりこの部分が振り分けの大事なところだなというのは

感じてお聞きしていました。

あと、先に進んだときに加害者のところまで行くルートというのはやはり大事なので、一件一件にかかる時間とか労力みたいなものをどこまで県で見られているか、そういう部分もお聞きしたいと思っていました。よろしくお願いします。

(一由会長)

今のは御質問も含むということですか、意見ということですか。事件処理が来たときの具体的なイメージをもう少し明らかにしていただきたいという御意見かと理解しました。

宮井委員、ございますか。

(宮井委員)

意見と質問と混ざったような発言になりますが、まず、やはり先ほどから出ているとおり、強制力がないので、相手方が協力してくれない場合に実効性がないということについて不安がある、それは皆さんがおっしゃっているとおりだと思います。

仮に相手方が協力してくれてもくれなくても、前提となる事実が確定できないということもかなり想定されるかと思うんですね。三重県の参考となっている事例は、1 ページの一番最後のところに、「相手方が申立人に送付した文書において、被差別部落の土地は避けたい旨の意思表示を行った」とあるので、ある意味被差別部落の土地であることが理由で解除したという文書の証拠が残っていたんじゃないかと想像され、さらに相手も意見書を出してきたということであるので、三重県としても事実は確定できるし、相互の言い分も聞けるという、判断をする前提がたまたま整った事案のように思うんですね。

そういう事案がどのぐらい全体の中であるかということを考えると、そんなに多くないんじゃないかなというふうに思われまして、そのことについて、費用対効果と言うとおかしいですが、やはり不安が残るので、やはり相談を充実させるほうが、その費用対効果という面では合理的じゃないか、というのが、これまでの考えです。

ただ、長野県としてそれでもできるんだと、一定の効果を持たせられるんだと実感としてあるのであれば、それはあえて止めないというか、反対はしないというところがあります。

1 点、この資料 3 の 2 ページの表を見ていて思うのは、一番最後の対応の部分ですね。意見表明、是正要請、勧告、これはいずれも訴訟では実現しづらいことなわけですね。訴訟というのは基本的に損害を賠償しろということが結論になっているので、裁判では得られない結論を得ることができるというのが、一つ裁判にはない利点かもしれない。そして相談者の人権侵害を受けた方の望みでは別にお金欲しいわけではなくて、相手に分かってほしいということがあり、訴訟する場合にお金欲しいわけじゃないけれども相手に分かってほしい、でもお金を請求する以外訴訟のやり方がないからやるということもあるんですけれども、そういうところは一つ訴訟にはない利点かとも思っています。

そのことに関連してこの三重県の事例については、申立人があえて手続を使った動機み

たいなものがもし分かれば教えていただきたいと思います。つまり訴訟を知って損害賠償を請求するというのが今後あるかと思うんですけれども、それと重ねてこれを行ったのか。それとも訴訟をせずにこれをしたのか、何か御本人がおっしゃっている理由ということがあれば教えていただきたいと思います。長くなってすみません。

(一由会長)

前半が御意見で、三重の事例についての御質問ですが、今、お分かりになりますか。かなり踏み込んだ問題は分からないかもしれませんが。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

後段の部分、この申立てと並行してというか、セットでと言っていいのか分からないですけれども、訴訟を行ったかという点についても、先ほど高島委員から御指摘もありましたので、もう少し詳細を調べさせていただきたいと思いますので、お時間を次回までいただきたいと思います。申し訳ございません。よろしくお願いします。

(一由会長)

では、インターネットで参加されている赤川委員、御意見いかがでしょうか。

(赤川委員)

人権オンブズパーソン制度について、全然異論があるわけではないですが、質問といたしまして、人権オンブズパーソンというのはあくまで相談者から相談があって初めて動くものなのか、それとも何かこれは問題だと思うことがあったら自分で動くことも想定されているのかというのが質問です。

もう一つは、今までの議論でも出てきたかもしれませんが、人権オンブズパーソンには調査権限がどのぐらい与えられる想定なのかということで、この辺はなかなか詰め切るのは難しいところがあるかもしれませんが、そういうところが今後問題になってくるかと思いました。2点目は感想も含めてですが、私からは以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。最初の御質問については事務局で答えられますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今時点においては、相談を受けて対応するという形になろうかと思っております。そこも具体的な動きについては、今後詳細を詰めていきたいと思ひますし、調査権限についてもどこまで持たせるのかということも、また今日はイメージの段階で恐縮ですが、詰めなければいけないことだと思いますので、引き続き検討させていただきたいと思ひます。

(一由会長)

ありがとうございました。ひととおり御意見を伺ったかと思うんですが、私も意見というか、質問というか、論点の提示も含めてですが、私、従前までは裁判所や強制権限を持っているところのほうが実効性が高いから、むしろそういった相談機能の強化と適切な振り分けと助言等の対応ということを意見としては述べておったのは御承知のとおりです。

今回事務局のほうから御提案いただいたこれを見まして、先ほど宮井委員がおっしゃったことにも関係するんですが、特に三重県の事例などは、やはりこういう局面においては効果を発揮するなと思いました。

一つあるのは、当事者に対する直接的な救済は強制権限の関係で、差別をした人がそれですみませんでしたとはならないかもしれないですし、なるかもしれないけれども、やはり一つ大きいのは、さっきの閣委員の公表に関することでもありますけれども、こういうことはいけないことなんだと県民に、あるいは県民外の人にもちゃんと宣言するというか。やはり同和地区だからということで理由もなく契約を解除したりするのは差別ですよということをきちんと宣言するということは、非常に意義があることだと思うし、宮井委員さんのおっしゃったように、全てオールマイティーな制度ではもちろんないです。さきほど私が申し上げた事実関係がある程度はつきり確定できてという部分であるにしても、そういった県として、あるいは県の機関として意見表明をしたり、是正要請したりするというのは、その局面において意義のあることかと理解しました。その意味では、私は、非常に県の事務局が頑張っておっしゃったので、実現したいなとは個人的には思っています。委員の皆さんの強い反対がなければ。

その上で、私も実務的に気になる点が幾つかあるので、論点を次回の検討も含めて提示させていただきたいんですが、まず対象をどうするのかということがあります。すべからく人権侵害というと広い意味なので、ある意味人によって捉え方が違うというか、例えば厳密な意味で財産的な権利を侵害されたのは人権侵害とは言えます。例えば財産権が憲法に規定してあって、交通事故で車が壊れちゃったからその賠償をしてくれというのは、ある意味では人権侵害ですが、さすがに私のイメージとしては、そういうものをここに持ち込むというのはちょっと違うのかなと。そういうものは本当に裁判所とか弁護士が交渉すればいい話で、交通事故の事案をここに持ち込まれるというのは明らかに違うので、その範囲をどこまで適切に絞り込むのか。それは条文にやはり書いておかないといけないのかなと思っています、もしつくる場合は。

例えば、川崎市の人権オンブズパーソンの条例などを見ますと、そちらのほうはあくまで子どもの権利の侵害と男女平等にかかる人権の侵害の二つに限定されているので、それ以外のものは対象外と見ていると明示されているわけです。長野市の子どもの権利条例は、そもそも子どもの問題なので、子ども以外の人の人権は対象外ということになります。その守備範囲をどうするのかということがあると思います。

それから今の話とも関連するかもしれませんが、申立権者をどうするか、個人法人も含めて誰でもいいということにするのか、個人に限る、自然人に限るのか、あるいは県内で起きた事案に限定しないと、私は、さすがにほかの県で起きたことを扱うのは相当ではないと思いますので、あくまで県内で発生した事案に限定すると。そういった対象を具体的に絞っていかないと、先ほどお話があったようにリソースが限られているので、本当に重要な事案に取り組むことができなくなってしまうと思います。なので、そこら辺はちょっと整理が必要かなと思っていますので御検討いただきたい。

それから調査ですね。三重県のフロー図、資料3の1枚目の三重県の対応フロー図、長野県の分析と書いてあるものだと、県事務局が調査をして、その後その調査結果を基に差別解消調整委員会が検討するという流れになっていると思うんですが、その調査をオンブズパーソンが全て自分でやるのかというところ、あるいは県の事務局がそれを補佐するような形ができるのか。これは結構実務的には大事でありまして、例えば何かを聴取したり、照会文章を出すときに、もちろんその主体性というか、具体的にどういうことを調査すべきかというのはオンブズパーソンが考えるべきことだと思いますけれども、起案作業から何から全てオンブズパーソンがやるということがあれば、これはやはりかなり人数が必要になるし、それに対する待遇もそれなりのものでないと、誰も成り手がいないということにもなりかねませんので、そういった調査をどこがどういうふうに役割分担をするのか。

もちろんオンブズパーソンの制度としては、基本的にはオンブズパーソンが主体性を持ってやるべきことだと思いますけれども、補佐として県の事務局の御協力もいただけるかどうか。そこは条例に別に書かなくても、運用レベルの問題かなと思っていますけれども、そういうところが結構実務的には大事かと思っています。

あと、他所紹介ですね。県や国の専門機関を紹介というときに、それも当然あり得るということは明示しておかないと、オンブズパーソンのところに来た全てをオンブズパーソンが結論を出すということにはもちろんならないので、例えば、私がもしオンブズパーソンで、これは明らかに裁判所でやるべきだから相当でないと行って、特段の措置をしないでという仕組みも残しておかないとパンクしてしまうし、そもそも相当でないということになりますので、そういった細かい制度設計が必要かと思っています。

あとは、先ほども出ている振り分けの問題ですね。これは繰り返しませんけれども、そうかと思います。

私からは、大まかに気がついているところは以上ですが、そもそもこのオンブズパーソンの制度は、前回からかなり県のほうで踏み込んで御提案をいただいているんですが、この制度をつくること自体に反対の委員はいらっしゃいますか。絶対やめたほうがいいという。特にいらっしゃらないですか。

< 特に意見なし >

そうすると、細かいところで先ほど私が申し上げたようなところはあるにしても、時間との関係もありますので、具体的に先ほど私が申し上げたようなところは事務局のほうで御検討いただいて行くにしても、おおむね今日の審議会ではそれ自体に反対はなかったと理解させていただきたいと。そうしないと、県も準備が難しくなると思いますので、そういう理解でよろしいでしょうか。

赤川委員、よろしいですか。いいですね。では、私が先ほど申し上げたところを含めて御検討いただきたいと思いますと思いますが、先ほど私が申し上げた各論について、そこについて現時点で何か御意見がある方はいらっしゃいますか。

あと、人数の問題があって、ここに3人から5人で合議制と書いてあるんですが、この意味は、例えばオンブズパーソンの人が3人から5人、県のほうであらかじめ県知事が選任して、具体的な案件が来たときに、その中から3人を選んで合議体を形成する、そういう理解でよろしいですか。このイメージですが。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今のところはそういうイメージです。例えば3人、もしくは5人を選任させていただき、案件が来たら合議を持って対応するというイメージでいます。ただ、この審議会の専門委員を赤川先生にお願いしておりますけれども、案件によっては個別の人を専門委員とするとか、そういうように制度をどうするか、ここはまた会長の御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思いますが、今考えているところは3人から5人を事前に選任しておいて、その人たちで合議するというイメージをしています。

(一由会長)

1人の方がそれぞれ独立してやるという例も、子どもの権利条例などでは想定されているところもありますが、これは私の意見になりますが、やはり県の条例に基づく措置としてやるのであれば、慎重さが求められると思いますので、私は合議にしたほうがいいのかと思っています。1人だとやはり専門家でも判断を間違えたりすることもありますので、やはり慎重を期して合議にしたほうが、私はいいと思います。

その人数については、5人の合議制というのはさすがに大き過ぎるというか、重くなり過ぎて日程調整とかで事件処理がうんと遅くなってしまうので、最大でも3人の合議、だから一定数いる中で、この事件はこの3人でお願いしますみたいな。案件もいろいろありますよね。インターネットの問題だとインターネットに全然詳しくない弁護士がそれをやると処理も遅くなってしまうところもあるので、もし弁護士会のほうにそういう御推薦があった場合には、インターネットに詳しい人は1人必ずいただきたいとか、同和地区の問題に理解がある弁護士を推薦してほしいとか、そういう分野ごとにそれぞれそういう人がいたほうがいいと思うんですね。その中から今回はこの人たちにと、そういうイメージのほうが、より権利救済には資するかと思いますので、またその辺の誰がというところも含めて、御検

討いただければ。

それで話は戻りますけれども、先ほど私が申し上げたようなところについて何か御質問はありますか。

中島委員、お願いします。

(中島委員)

インターネット上には今すぐにでも削除してほしいと思われるような事案が載っているわけですね。そういう意味で、前回も発言しましたが、この条例を一番必要としている人たち、現在人権侵害を受けている人とか、また、人権侵害を受ける可能性がある人にとって、長野県にはこの条例があるから、私と一緒に行動してくれる、やってくれると思える内容が見えないと、私はそこが一番大事なところだと思います。

県議会のほうでも、理念だけでは現実に追いつけない現状があるという発言もされているそうですし、県民にいい効果のある条例をとということも述べられているということです。前回の資料の中にありました障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例を私も見たんですが、そこでは、相談、事実の調査、あつせん、勧告、先ほど閻委員が言いました公表についてまで明記してあります。これは長野県の条例です。そして調整委員会の設置に関しても明記しています。

そういうことを考えたときに、今回の条例と何が違うんでしょうか。このような具体的なことをきちんと示すことによって、この条例を一番必要としている人たちに届けるものがあるのではないのでしょうか。そういうことを私は思います。以上です。

(一由会長)

今のような総論についてでも結構ですが、あるいは先ほど私が申し上げたような各論でも結構ですが。

菅沼委員。

(菅沼委員)

一つ次回で結構ですけれども、県が考えられているものとして、意見表明、是正要請、勧告となっています。三重県のほうでは、助言、説示、あつせん、さらに勧告という形になっていて、勧告というところを見ても、三重県で考えている勧告と県で考えている勧告とは少し説明を見ると、「県の機関への勧告」という言葉があると思うので、少し違うかなという気がしますので、その意味するところをもう少し分かりやすく説明していただければと思います。

(一由会長)

もう少し補足すると、2年ぐらい前、経済産業省で職員の方が、性自認の関係で女性用の

トイレを使いたいということに関して、人事院がそれは駄目だとなって、それがおかしいんじゃないかということで裁判所に訴えて最高裁がそれは問題あるという判決を出したケースがあったと思うんですが、そういうのは、先ほど宮井先生が言ったように、裁判に持ち込むためには慰謝料の請求とか、どうしてもお金に関連するような話でないとなかなか細かい法律上の問題で受け付けてもらえないということがあって、でもその方の考えなので分かりませんが、慰謝料が主目的というよりは、そういう現状はおかしいんじゃないですかということを認めてほしかったというのが一番大きな理由だったと思います。

そういう意味では、例えばトイレの事案などは事実認定ができますよね。例えばトイレがあります、人事院が認めていません、この方は性自認としては女性ですと、そこら辺は普通に事実認定できて、それをどう考えるかという評価の問題、先ほど私が言った２段階論の評価の問題なので、そういうのはこの問題に十分機能する話だと。

そういう意味ではカバーできる範囲がそれなりに見いだせる余地も十分あってということですね。これを別に裁判でやればいいのかというものまで全部取り上げる必要はないと思うし、先ほど言ったどの範囲の事件を扱うかということに関しては、例えば他の条例などを見ると、判決などがもう確定しているものは司法機関で認定したのだから、それはもう動かさないで、それはそもそももう取り扱いませんとか、そういう限定はあつてしかるべきだと思うので、その辺のイメージをもうちょっと12月に詰めるのであれば詰めて議論したら、より実効性がどの範囲で発揮できるのか。私も前回申し上げましたけれども、守備範囲をどのように設定して、それが先ほど中島委員がおっしゃったような必要としている人が使いやすく有益な制度であるという方向に磨いていけるか、ブラッシュアップしていく形がいいのかなと思っています。

少し長くなりましたが、ほかに御意見はございますか。では、時間も先ほど申し上げた一つ目のところは重要な論点だったので、結構時間を使って議論をしましたけれども、この点については、今の程度でよろしいですか。どうしても御意見や御質問があれば最後に受付ますが。よろしいですか。

< 特に意見なし >

(一由会長)

では、この論点については特段ないということで、今のところということにさせていただきます。

二つ目に資料４～６に記載されている条例骨子素案、今議論したところとは別のところをお願いしたいんですけれども、それ以外のところで条例の骨子の素案について御意見があればお願いします。

聲山委員、お願いします。

(聲山委員)

各団体のいろいろな意見を県でまとめていただいて、それもざっと読ませていただきました。それが資料1ですね。少し引っかかったのは、子どもの人権というのがありまして、そういう言葉が入っていないということを書いていらっしやって、これに関して質問ですが、人権というのは子どもであろうが大人であろうが同じだと思いますのが、あえてこの子どもの人権をぜひ入れていただきたいというお話がありました。子どもさんについては、今までのいろいろな人権侵害の禁止行為に含まれると判断していいんでしょうか。それとも、あえて子どもを入れたほうがいいのか、そのあたりの判断はいかがかなと思いました。

(一由会長)

今の点はいかがでしょう。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

資料4の3の(2)において、人権侵害行為の禁止等のところで「子ども」という言葉は出てはきませんが、当然この条例の中には子どもも含むものと理解をしております。

(聲山委員)

では、子どもさんはもちろんですが、これは包含されるということでもいいということですね。分かりました。

(一由会長)

伊藤さん、お願いします。

(伊藤委員)

若干今の御意見、御質問に関連ですが、この前文で「日本国憲法や世界人権宣言に謳われている……」というところで、例えば具体的に子どもの権利条約とか、障がい者の権利条約とか、その辺が触れられてくる予定があるんでしょうか。大人も子どももというところではあるんですが、こういうところで、具体的に「子ども」とかという言葉を出してもいいのかなと思っています。

(一由会長)

今のは御質問も含めてということですね。そこは事務局、いかがでしょう。前文のところですが。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

先ほど御議論いただいた人権侵害救済行為について重点的に詰めておりまして、全体の

検討が完全に追いついていなくて恐縮ですが、前文のところもどういったところを規定していくかは、これまでもこの審議会でも御議論いただいているところですので、どういったことを入れるかは、また今日の御意見を踏まえて、例えば、障がい者や子どもといった部分にどこまで触れるか、ボリュームの問題も正直あると思うんですけども、どこまで触れるかは、今いただいた御意見も踏まえて検討していきたいと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。

伊藤委員、よろしいですか。

(伊藤委員)

はい。

(一由会長)

宮井委員、お願いします。

(宮井委員)

資料5の1ページ目の「人権侵害行為の禁止等」の規定の仕方ですが、旧案も新案もいずれも同じことが言えるかと思えますけれども、「人種、国籍……（中略）その他の事由を理由として、不当な差別やいじめ、アウティングをしてはならない」という書き方になっているんですが、これは前回気がつかなかったんですが、「理由として」というふうに限定をつける意味が、率直に言って不自然ではないかと思うんですね。

例えば、アウティングを例にすると、性自認をアウティングするというのは、どういう理由であってもやってはいけないことで、例えばいじめとかも、何が理由でもいけないことだと思うので、全部の禁止行為に理由としてとかけてしまうのは、内容としておかしいのではないかと思っています。ここは御検討いただきたいと思います。

それから、2点目として、先ほど事務局から御説明いただいたアウティングの対象です。性的指向や性自認に関することをアウティングと言うと、言葉が広まったのは性的指向や性自認のことではあるんですけども、当然それ以外に身分や病歴、あるいは犯罪被害に遭ったこと、被差別部落の出身であること、その人の社会生活を脅かすような個人情報というのは、いずれも本人の意思に反して第三者が侵すことは禁止されると考えますので、ほかのことを含めて検討するというのは、私は重要なことだと思います。

ただ、その際に「アウティング」という言葉を使うかどうかは少し要検討かなと思っています。以上です。

(一由会長)

今のは御意見ということですね。

(宮井委員)

そうです。

(一由会長)

今のところで、私も問題意識が少しあって、先ほど宮井委員がおっしゃった本人の同意なしに個人情報进行明かすというところについては、私はただ一定の場合には公益的な見地から許容されることは当然あるとは思ってまして、例えば典型的なのは、選挙の候補者に対して犯罪歴があるとか、非常に重い病気にかかっておられるとか、そういうのはやはり有権者の投票判断において非常に重要な事項になるわけですから、そこら辺については、すべから同意なしに明らかにしてはいけないというのは、私としては、宮井先生はたぶんそういう趣旨で言っているのではないだろうと、今聞きながら思ったんですが、例外はもちろんあり得るわけですね。

(宮井委員)

おっしゃるとおりで、私のイメージは、原則としてアウティングはいけないと。ただし正当な理由がある場合はこの限りではないというふうなイメージになるのではないかと思います。

ただ、今の案だと、それを理由としてアウティングしてはならないと、なぜそういう限定をつけるのかがよく分からない感じがします。

(一由会長)

これは1回目の資料でしたか、中に他県の規定ぶりを列挙した資料があったかと思うので、ほかの県でもこういうような形になっていて、たぶん事務局はそれを参考にしてこういう形にされていると思うんですが、ここら辺の整理のところは結構難しいところで、先ほどの宮井委員の指摘も踏まえて御検討をいただければと思います。

ほかに御意見はございますか。ウェブのほうも大丈夫ですか。

では進めさせていただきます。少し補足すると、アウティングは、基本的には公職の候補者についても性自認を明らかにしないと有権者が判断できないということは、必要性が肯定される意味は狭いのかなと思ってまして、やはり犯罪歴などは必要な情報だと思いますし、その事項によって違うので、一律に考えるというよりは、当該事案の対象となっている情報とその他の公益性との比較考慮というか、そういう形が普通の考え方かと思います。プライバシー侵害に関してもそうですね。すべからプライバシー侵害をしてはいけないということはないわけで、結果的にプライバシー侵害であっても、マスメディアがこれは報

道しなければいけないということはいくらでもあるわけですから、そういう誤解を生まないような解説などは必要かと思います。何でもかんでもプライバシー侵害をしたら条例の禁止行為に当たると誤解を生むといけないので。

ほかはございますか。

高島委員、お願いします。

(高島委員)

私からは二つお願いしたいと思います。一つは質問ですが、長野県は、子どもの支援に関する条例があります。ここに規定されている子どもの権利を擁護するということと、今回の包括的な人権の条例ところで整理を少ししておかなければいけないのではないかなと思うんですが、今日全部お答えいただかなくてもいいんですが、子どもの人権ということをより明確にされているものが先に条例として策定されているので、その辺が県民から見ると、包含するということは広い範囲を守備できるけれども、やはり子どもの権利という独自性みたいなものをしっかりメッセージとして出せるように、ここら辺は整理していただきたいという意見です。

そして、こちらも意見というか、質問ではないですが、骨子素案の新旧対照でこれは評価したいなと思っておりますが、3ページの相談支援体制のところ、今まででしたら非常にそっけないというか、簡素の記述だったところが、県の責務、県の役割として(1)から(4)まで並べていただきました。これはそれぞれまたイメージが湧くような御提示もいただきたいと思っておりますが、こうやって分類していただいて書かれたことは非常に良かったと思っています。

と申しますのは、三重のほうに戻ってしまうんですけれども、三重県の事例で、国への働きかけとか、国に対して県から要請するのが、インターネット削除が法務局だけではなくて、例えば経済的な環境、つまり企業の中で職場においてとか、就職において部落差別という事象が起きたときに、労働局と共に県が、企業・事業者に対してアプローチしたということをお聞きしました。ということで、インターネット差別・中傷誹謗だけではなくて、具体的にいろいろなリアルな差別があり、部落差別のことで職場で非常に辛い思いをしたということで、国も一緒に動いてもらうという行動をしているとお聞きしておりますので、このように明記していただいたことは評価して、それを実施していただく根拠になっていると感じました。

以上です。

(一由会長)

今のは御意見ということですね。

赤川委員は後で御意見を伺いたいと思いますが、ほかの委員から御意見ないし御質問があればお願いいたします。

小山委員、何かもしあったら、特になければいい結構ですが。

(小山委員)

特にございません。

(一由会長)

よろしいですか。伊藤委員はございますか。よろしいですか。

(伊藤委員)

はい。

(一由会長)

犛山委員は。

(犛山委員)

また戻ってすみません。資料2の三重県の一番最初のページの右下に、最終的に相手方が受入れないと手続が終了になるとなっていますが、この場合、今回は裁判所に持ち込むとか、そういう流れはもちろん考えられると思いますが、いかんせんここまで持っていくのに恐ろしい時間と労力がかかると思うんですね。ここら辺は三重県もたぶん苦勞していらっしゃると思いますが、やってみたけれども結局受け入れられなかったと、手続を終了してしまったけれども、今から裁判所に申し立てるのはとてもじゃないけれども難しいと、これは非常に当事者の皆さんが苦勞されると思うので、ここまでする前に、オンブズパーソン制度、またはその前の段階でいかに的確に早めに判断できるか、これが全てだと思っていますので、そこら辺をぜひ明確に充実させていただきたいと思っています。これが一番かと思っています。お願いします。

(一由会長)

ありがとうございます。

閻委員、何かございますか。大丈夫ですか。

(閻委員)

いいです。

(一由会長)

菅沼委員、お願いします。

(菅沼委員)

主に資料6の趣旨と解説のところで2点ほどお願いできればと思います。

一つは、資料の4ページの(2)「人権侵害行為の禁止等」で、これは前回も問題になったところかと思いますが、「社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい……」と並列に書かれていることについて少し説明があります。私の考え方としては、社会的身分の中に被差別部落の出身であることが含まれるということであれば、「被差別部落の出身であること等の社会的身分」みたいな形のほうが並びとしてはいいかなという思いがあります。これはまた検討していただければというのが一つです。

それから、10ページの(9)「人権教育及び人権啓発」のところで、四角が想定される条文で、その趣旨と解説という形でこの資料がつくられていると思います。11ページのイの解説のところに、「学校教育その他の教育」とかぎ括弧であります。前のところを見ると、かぎ括弧でくくってあるのは、ほぼ前の四角で囲んである条文に想定される文章を受けてだと思うんですが、これはどこにも出ていないので、なぜ解説にこれが出ているかということと、その説明の中で幼稚園が下のほうにあるんですが、学校と言えば幼稚園もそこに入るので、そのところの文章そのものを考えてみていただきたいということです。

(一由会長)

では、御意見として承りました。

(菅沼委員)

すみません、質問も併せてで、なぜそこにそれが載ってきているのかなということです。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

大変失礼いたしました。確かに我々のほうで気づかなければいけなかったんですけども、「学校教育その他の教育」と解説で引用しておきながら、10ページの(9)に入っていないという御指摘はごもっともで、誤りの可能性もございますので、確認をさせていただいて次回までにしっかり整理をしておきたいと思います。御指摘ありがとうございます。誤植の可能性もございますので、確認させていただきます。

ありがとうございます。

(一由会長)

中島委員、ございますか。

(中島委員)

同じ11ページの(11)「インターネット上の誹謗中傷等の防止」の(2)を読むと非常に分かりにくい。そして最後の締めくくりが「当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置

を講ずること」と、このところが前回の相談の支援体制のところでも明確にさせていただいたのと同じように、具体的にどのようにしてもらえるのか、するのかというところを明らかにしていく必要があるのではないかと思います。

この文章を読むと頭が混乱してしまって、すばっと頭に入ってこないんですが、そこら辺もぜひ検討していただければと思います。

以上です。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。今、インターネットの部分は前回御指摘いただいておりますが、先ほどの資料3で「人権侵害事案への対応体制の比較」で説明させていただいて、その中で、人権オンブズパーソンの役割として、インターネットの削除についても位置づけようかと考えておりますので、こちらのほうが、今日様々な御意見をいただいたので、制度設計がより具体化してくれば、11ページの(11)の(2)の必要な措置も、もう少し具体的に書けるのではないかと考えておりますので、できるだけ次回に向けてその辺を精査してまいりたいと思います。

(一由会長)

赤川委員は声が聞こえてないですね。復旧したら御意見を伺いたいと思います。

赤川委員以外の委員からはひととおり御意見を伺ったかと思いますが、赤川委員が復旧されるまで、私から質問をさせていただければと思います。イメージとしては、前文のところですが、箇条書きでこういった項目を盛り込みますという形で今書いていただいておりますけれども、この審議会で答申をするときも、このように骨子を示すような形で事務局でイメージされていますか。文章じゃなくてもいいという形ですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

前文ですが、文章までしっかり書き上げるか、それともエッセンス、項目にするかどうかまだ検討中でございますので、こちらも併せてもう一回事務局で考えさせていただきたいと思います。項目だけにすることも想定しておりますし、もし文章が書ければ文章でいただくことも考えております。そこは次回までに検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(一由会長)

ほかに御意見、御質問はございますか。

そうすると、一つ目の論点のオンブズパーソンのところは、細部はともかくとして、もちろん制度を創設する場合には、この骨子素案の中にその部分が組み込まれてくるというイメージでよろしいですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

冒頭にも申し上げましたが、大変申し訳ございませんが、まだオンブズパーソン制度は仮称でございますし、救済制度のほうをまだ精査しながらつくっている段階でございます。今日いただいた意見を踏まえて制度設計をもう少し行いまして、条文に具体的にもう少し書いていきたいと考えております。

(一由会長)

2番目の論点で、ほかに御意見や御質問がございましたらお願いします。まだ時間が少しありますので。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

会長、すみません。1点だけよろしいですか。事務局から先ほど御説明した資料7のスケジュールでございます。こちらについて、冒頭に説明を申し上げただけで恐縮ですが、特に御異論があるかないかだけ確認させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

12月にもう一回審議会を開催し、議論の状況によっては、1月か2月にもう一回開催、最後まとまれば3月中旬を目指すということですが、こちらについて御意見があればこの場でお願いできればと思います。

(一由会長)

今おっしゃったスケジュールですが、資料7、必要性によって、1月か2月にやることも含めてと何か御意見ございますか。特にこの会場にいらっしゃる方は御異論がないと理解しますが、よろしいですか。では、赤川委員には後で聞いてみるということでお願いします。

これは私の意見になりますが、前文のところで、これは弁護士会からも申し上げていますが、あと教職員組合さんから、今回の意見聴取でもあったと思うんですが、平和的な生存権、平和を享受するということが前提としてないと、個別の人権を保障するといっても、戦争が起きてしまえば全く無に帰するというのはあるので、そこについては、私個人の思いではあるんですが、ぜひ言及していただきたい。事務局としては日本国憲法に含んでいらっしゃるのかもしれないですが、平和ということについては、個人的にはぜひ入れていただきたいと思っています。

あとはおおむね皆さん特に御意見がないようであれば、赤川委員にお聞きして終了したいと思いますが、まだのようですが、電話でつながらないですか。

< 事務局対応中 一由会長と赤川委員通話中 >

(一由会長→赤川委員)

もしもし、会長の一由です。すみません、オンライントラブルで申し訳ございません。今、私が皆さんの前で携帯電話でお話ししているような状況でありまして、今、2番目のところで、オンブズパーソン以外の全体的なところで御意見をいただいています。赤川委員から御意見を伺いたいと思ひまして、今言っていいただければ、私がそれをここで言いますので。

(一由会長)

赤川委員は、こちらの議論が聞こえていないので、特にほかの委員が出したことにコメントすることはできないけれども、先ほど菅沼委員がおっしゃった資料6の11のところは自分も気になっていたので御確認願いたいという御意見でした。その他は、現時点では特段ありませんということでした。

(一由会長→赤川委員)

赤川委員、今、委員の方にお話をお伝えしました。では、ほかにまたございましたら、次回以降もありますので、ぜひ御意見をお寄せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(一由会長)

その他のところは、また次回までに気がついた点があればコメントしていただけるといふ話でしたのでお願いいたします。

では、あと実質10分ぐらいですので、時間がもしあるのであれば、先ほどの聲山委員みたいに戻っても結構ですので、最初の論点、オンブズパーソンのところの追加の質問でも結構ですが、全体を通じてございますか。

高島委員。

(高島委員)

資料1に戻って、自治体のほうからは、長野市、松本市、小諸市、佐久市、坂城町から御返答がありますので、こういったものについては丁寧に答えていただきたいと思います。前回も申し上げましたが、市町村にしっかり共有できることがとても重要だと思いますし、意見交換にもなると思うので、知らせていただきたいと思います。

以上です。

(一由会長)

事務局で御説明があるようでしたら。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

御指摘ありがとうございます。今の点もでございますので、またこの会議が終わったら同じように市町村、それから関係団体に共有させていただいて、また意見を踏まえながら進めていきたいと思います。

(一由会長)

私、宮井委員に御意見を伺いところがあつて、アウトティングの言葉の使い方ですが、資料6の県の資料の中にアウトティングのところがあつたと思いますが、6ページの上のほうに下線が引いてあるところで、「『アウトティングは』は、近時は性的マイノリティの方との関わりで……（中略）本条ではアウトティングをこの意味で定義している」と。「なお、アウトティングは、広い意味では犯罪歴、信条、病歴、犯罪により被害を被った事実……（中略）第三者に明かしてしまうことを意味するものである」と書いてあるのですが、条例の言葉の使いとしては、アウトティングというのは、一般的には性自認の問題であるとか、性的指向の問題という文脈で使われることが多いかと思いますが、言葉としてはこのままでよろしいですか。アウトティングというのは性的な意味に限定して条例に用いるということ。

(宮井委員)

会長の御質問の趣旨の確認ですが、アウトティングがこの用語でいいかということですか。

(一由会長)

このままでいいかということです。

(宮井委員)

今の案ですよね。先ほど申し上げとおり、私も引っかかっているところがあつて、性的指向と性自認だけを特別扱いしてそれを第三者に明かしてはいけないと規定することは違和感があるというのは、先ほど述べたとおりです。

(一由会長)

そうすると、アウトティングという言葉がなくなってしまうと、それはそれでまた後退してしまうかと思いますが、そこはどうでしょうか。

(宮井委員)

そんなことはなくて、アウトティングという言葉を使うことに要検討だなと思ったのは、アウトティングというのは通常性的指向や性自認のことについて使われてきたように思われるので、もっと広い範囲のことを対象にするなら、アウトティングという言葉を使うかどうかは要検討だなと思ったということです。だから後退しているというよりは、何と言うか分かり

ませんが、本人の同意なく第三者に明かしていい機微な個人情報の範囲は、今の案よりも広げるべきなのではと考えております。

(一由会長)

そこは私の理解では、プライバシーの侵害またはアウティングと書いてあるのは、今の宮井先生がおっしゃったようなところはプライバシーの侵害のほうでカバーするおつもりなのかと理解したんですが、事務局としてはこの規定ぶりについて何かお考えはありますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

確かに今、会長さん、宮井先生がおっしゃったように、様々な規定の仕方があるので、アウティングという言葉を出すことがある意味分かりやすいという気もしてはおるんですけども、それを取ってももう少し広げるという案もあるかと思しますので、いずれにしても今の御意見を踏まえて、もう少し時間をいただいて考えさせていただければと思います。よろしくお願いします。

(一由会長)

難しい問題ですね。ぜひよろしくお願いします。

では、中島委員、お願いします。

(中島委員)

関係団体、市町村への意見照会結果が前回に比べて非常に少ないのは残念に思っています。関心がどのくらいあるのか気になっていますが、それと同時に、これで全てというのは残念だと思って、何とかたくさん集めてもらえればありがたいと思います。

それと前回載っていない団体の意見もあるということで、いわゆる出している団体については前回同様の形で出しているのでしょうか。

(一由会長)

その点、お願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

失礼しました。前回いただいていない団体からもいただいておりますので、それは追加しております。いずれにしても、非常に御意見が多い部分でございますので、今回もこの後また照会させていただいて、先ほど高島委員からありました市町村の御意見も踏まえて、随時御報告しながら進めますので、御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(一由会長)

閻委員、お願いします。

(閻委員)

意見より感想です。今回参考資料の三重県の部落関係についての事例ですが、私にとってはすごく衝撃でした。堂々とそれを理由に契約を解除すること、やはり具体的なことが示されて、こんなことが実際に行われていたと県民に知らされたと思います。つまり人権問題はわりと抽象的なことが多い中で、こういう具体的な例は、恐らく長野県にもあったと勝手に思い込んでしまうんです。もう一つは契約を解除したのは県の職員だということです。県の職員の部落差別に対する認識はこんなレベルで、そしてこれを契約解除の理由として出せること自体、三重県の部落差別問題が本当に根深いと、すごく衝撃でした。重要な参考資料をいただいて本当にありがたく思っています。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

それでは、特に御意見等これでなければ、以上をもって本日の議事は終了させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

< 「はい」 の声あり >

(一由会長)

円滑な議事の進行への御協力に感謝いたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

4 閉 会

(羽賀企画幹兼課長補佐)

一由会長、委員の皆様、熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。また、音声トラブル等ございまして大変失礼いたしました。

次回の審議会の日程でございますが、委員の皆様にはできるだけ早く調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、最後に直江県民文化部長から、閉会の御挨拶を申し上げます。

(直江県民文化部長)

今日は本当にありがとうございました。長時間にわたりまして、人権尊重条例の検討について忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。先ほど申し上げましたとおりスケジュールのほうも少し変更して、さらに審議を深めていただくこととしておりますので、引き続きこちらの検討をよろしくお願いいたします。

本日の皆様の御審議に御礼を申し上げるとともに、今後の御審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(羽賀企画幹兼課長補佐)

以上をもちまして、「令和7年度第3回長野人権政策審議会」を閉会させていただきます。本日は、大変お疲れさまでした。

(了)